

# 議 案 書

平成 3 0 年 8 月

第 4 回 臨 時 会

松 山 市

## 目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 3	平成30年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処 分の承認を求めることについて		1
4	平成30年度松山市一般会計補正予算（第3号）を定める専決処 分の承認を求めることについて		9
議案 6 7	平成30年度松山市一般会計補正予算（第4号）		2 1
6 8	平成30年度松山市水道事業会計補正予算（第1号）		2 7
6 9	平成30年度松山市簡易水道事業会計補正予算（第1号）		2 9

承認第3号

平成30年8月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成30年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求める  
ことについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3  
項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

平成30年7月豪雨に係る豪雨災害被災者等特別援護資金貸付事業を執行することと  
なったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求め  
るため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお  
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す  
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら  
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普  
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第16  
2条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。  
3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ  
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

専決第20号

平成30年7月13日

松山市長 野志克仁

平成30年度松山市一般会計補正予算(第2号)を定める専決処分について

平成30年7月豪雨に係る豪雨災害被災者等特別援護資金貸付事業を執行するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

平成30年度松山市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ179,565,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		11,573,008 千円	400,000 千円	11,973,008 千円
	1 基金繰入金	11,538,182	400,000	11,938,182
歳入	合計	179,165,301	400,000	179,565,301

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		89,059,098 千円	250,000 千円	89,309,098 千円
	4 災害救助費	0	250,000	250,000
6 農林水産業費		2,242,708	50,000	2,292,708
	1 農業費	1,005,807	50,000	1,055,807
7 商工費		4,872,557	100,000	4,972,557
	1 商工費	3,708,324	100,000	3,808,324
歳出	合計	179,165,301	400,000	179,565,301

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	11,573,008 千円	400,000 千円	11,973,008 千円
歳入合計	179,165,301	400,000	179,565,301

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一財	股源
				国県支出金	地方債	その他	千円		
3 民生費	千円 89,059,098	千円 250,000	千円 89,309,098	千円	千円	千円	千円	千円 250,000	
6 農林水産業費	2,242,708	50,000	2,292,708					50,000	
7 商工費	4,872,557	100,000	4,972,557					100,000	
歳出合計	179,165,301	400,000	179,565,301					400,000	

2 歳 入  
 (款) 19 繰入金 (項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 財政調整基金	千円 9,000,000	千円 400,000	千円 9,400,000		千円 400,000		千円
繰入金				1 財政調整基金繰入金			
計	11,538,182	400,000	11,938,182	—	—	—	



3 歳出  
 (款) 3 民生費 (項) 4 災害救助費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 災害救助費	千円 0	千円 250,000	千円 250,000	千円 一般財源 250,000	21 貸付金	千円 250,000	豪雨災害被災者特別援護資金貸付事業 250,000 千円
計	0	250,000	250,000	-	-	-	-

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 農業総務費	千円 192,470	千円 50,000	千円 242,470	千円 一般財源 50,000	21 貸付金	千円 50,000	豪雨災害被災農林漁業者特別援護資金貸付事業 50,000 千円
計	1,005,807	50,000	1,055,807	-	-	-	-

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 商工総務費	千円 749,965	千円 100,000	千円 849,965	千円 一般財源 100,000	21 貸付金	千円 100,000	豪雨災害被災商工業者特別援護 資金貸付事業 100,000 千円
計	3,708,324	100,000	3,808,324	—	—	—	—

承認第4号

平成30年8月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

平成30年度松山市一般会計補正予算（第3号）を定める専決処分の承認を求める  
ことについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3  
項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

平成30年7月豪雨による市有施設等の災害復旧を図ることとなったことから、補正予  
算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合にお  
いてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決す  
べき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明ら  
かであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普  
通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第16  
2条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこ  
れを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

平成30年度松山市一般会計補正予算(第3号)を定める専決処分について

平成30年7月豪雨による市有施設等の災害復旧を図るため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

平成30年度松山市一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ738,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,303,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		18,000,000 千円	40,000 千円	18,040,000 千円
	1 地方交付税	18,000,000	40,000	18,040,000
15 国庫支出金		38,346,319	74,437	38,420,756
	1 国庫負担金	33,816,702	74,437	33,891,139
21 諸収入		4,390,139	563	4,390,702
	4 雑入	1,824,046	563	1,824,609
22 市債		14,071,800	623,000	14,694,800
	1 市債	14,071,800	623,000	14,694,800
歳入	合計	179,565,301	738,000	180,303,301

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
13 災害復旧費		0 千円	738,000 千円	738,000 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	0	110,000	110,000
	2 土木施設災害復旧費	0	597,500	597,500
	3 教育施設災害復旧費	0	30,500	30,500
歳出	合計	179,565,301	738,000	180,303,301

第2表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農林土木施設災害復旧事業	千円 80,000	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。</li> <li>借入時期 平成30年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。</li> </ol>	<p>年10% 以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還期限 40年以内(内据置5年以内)</li> <li>償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還、償還期限の 短縮又は低利償に借換えすることが できる。</li> <li>財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。</li> </ol>
土木施設災害復旧事業	530,000	同上	同上	同上
教育施設災害復旧事業	40,000	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	18,000,000 千円	40,000 千円	18,040,000 千円
15 国庫支出金	38,346,319	74,437	38,420,756
21 諸収入	4,390,139	563	4,390,702
22 市債	14,071,800	623,000	14,694,800
歳入合計	179,565,301	738,000	180,303,301

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
13 災害復旧費	千円	千円 738,000	千円 738,000	千円 74,437	千円 623,000	千円 40,563	
歳出合計	179,565,301	738,000	180,303,301	74,437	623,000	40,563	



2 歳 入

(款) 11 地方交付税 (項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	千円 18,000,000	千円 40,000	千円 18,040,000	1 地方交付税	千円 40,000	千円
計	18,000,000	40,000	18,040,000	—	—	—

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 災害復旧費国 庫負担金	千円	千円 74,437	千円 74,437	1 道路橋梁災害復 旧費国庫負担金	千円 74,437	千円 道路橋梁災害復旧事業費 (2 / 3)
計	33,816,702	74,437	33,891,139	—	—	—

(款) 21 諸収入 (項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
9 雑入	千円 956	千円 563	千円 1,519	1 雑 入	千円 563	千円

(款) 21 諸収入 (項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	千円 1,824,046	千円 563	千円 1,824,609		千円	千円

(款) 22 市債 (項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8 災害復旧債	千円 623,000	千円 623,000	千円 623,000	1 農林水産施設災害復旧債	千円 71,500	農業基盤災害復旧
				2 土木施設災害復旧債	521,000	道路橋梁災害復旧 河川等災害復旧
				3 教育施設災害復旧債	30,500	小学校施設災害復旧 中学校施設災害復旧 公民館・分館施設災害復旧
計	14,071,800	623,000	14,694,800	—	—	—

3 歳 出

(款) 13 災害復旧費 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 農業土木災 害復旧費	千円 0	千円 110,000	千円 110,000	千円 市債 71,500 一般財源 38,500	13 委 託 料 15 工事請負費	千円 10,000 100,000	農林土木災害復旧事業 110,000 千円
計	0	110,000	110,000	-	-	-	-

(款) 13 災害復旧費 (項) 2 土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 道路橋梁災 害復旧費	千円 0	千円 497,500	千円 497,500	千円 国庫支出金 74,437 市債 421,000 特定財源計 495,437 一般財源 2,063	13 委 託 料 15 工事請負費	千円 33,000 464,500	道路橋梁災害復旧事業 (補助) 172,500 道路橋梁災害復旧事業 (単独) 325,000 千円

(款) 13 災害復旧費 (項) 2 土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
2 河川災害復 旧費	千円 0	千円 100,000	千円 100,000	千円 市債 100,000	15 工事請負費	千円 100,000	河川等災害復旧事業 100,000 千円
計	0	597,500	597,500	-	-	-	-

(款) 13 災害復旧費 (項) 3 教育施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説明
					区分	金額	
1 小学校施設 災害復旧費	千円 0	千円 17,000	千円 17,000	千円 市債 17,000	15 工事請負費	千円 17,000	小学校施設災害復旧事業 17,000 千円
2 中学校施設 災害復旧費	0	8,500	8,500	市債 8,500	15 工事請負費	8,500	中学校施設災害復旧事業 8,500
3 社会教育施 設災害復旧 費	0	5,000	5,000	市債 5,000	15 工事請負費	5,000	社会教育施設災害復旧事業 5,000
計	0	30,500	30,500	-	-	-	-

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度未及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(松山市一般会計)

区分	28年度末現在高 千円	29年度末現在高 見込額 千円	30年度中増減見込				30年度末現在高 見込額 千円
			30年度中起債見込額		30年度中 元金償還見込額 千円	30年度末現在高 見込額 千円	
			補正前の額 千円	補正後の額 千円			
1 普通債	91,748,199	91,495,118	6,071,800	6,071,800	8,557,867	89,009,051	
(1) 総務	1,076,485	907,647	31,800	31,800	144,948	794,499	
(2) 土木	56,284,817	52,628,321	1,934,600	1,934,600	5,653,725	48,909,196	
(3) 教育	9,705,680	11,563,531	489,800	489,800	744,097	11,309,234	
(4) 公営住宅	1,682,533	2,230,433	991,200	991,200	137,060	3,084,573	
(5) 民生労働	898,924	841,620			43,257	798,363	
(6) 衛生	19,763,199	21,133,780	2,461,700	2,461,700	1,549,231	22,046,249	
(7) 商工	11,000	9,900			1,100	8,800	
(8) 公有林	5,638	4,829			845	3,984	
(9) 消防	2,275,324	2,152,343	162,700	162,700	263,303	2,051,740	
(10) 地域改善	44,599	22,714			20,301	2,413	
2 災害復旧債	65,599	108,255	623,000	623,000	7,656	723,599	
3 その他の債	84,521,331	86,600,155	8,000,000	8,000,000	6,166,677	88,433,478	
(1) 転貸債	757,427	699,053			49,363	649,690	
(2) 減税補てん債	2,788,623	2,220,646			507,099	1,713,547	
(3) 臨時税収補てん債	133,792						
(4) 臨時財政対策債	80,841,489	83,680,456	8,000,000	8,000,000	5,610,215	86,070,241	
合計	176,335,129	178,203,528	623,000	14,694,800	14,732,200	178,166,128	



平成30年度松山市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度松山市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,032,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,335,774千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年8月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市一般会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		18,040,000 千円	350,000 千円	18,390,000 千円
	1 地方交付税	18,040,000	350,000	18,390,000
15 国庫支出金		38,420,756	648,737	39,069,493
	2 国庫補助金	4,405,942	648,737	5,054,679
16 県支出金		12,970,970	54,068	13,025,038
	2 県補助金	2,891,636	54,068	2,945,704
19 繰入金		11,973,008	400,000	12,373,008
	1 基金繰入金	11,938,182	400,000	12,338,182
21 諸収入		4,390,702	4,868	4,395,570
	4 雑入	1,824,609	4,868	1,829,477
22 市債		14,694,800	574,800	15,269,600
	1 市債	14,694,800	574,800	15,269,600
歳入	合 計	180,303,301	2,032,473	182,335,774

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		89,309,098 千円	169,905 千円	89,479,003 千円



	4 災害救助費	250,000	169,905	419,905
6 農林水産業費		2,292,708	154,684	2,447,392
	1 農業費	1,055,807	154,684	1,210,491
7 商工費		4,972,557	1,040	4,973,597
	1 商工費	3,808,324	1,040	3,809,364
13 災害復旧費		738,000	1,706,844	2,444,844
	3 教育施設災害復旧費	30,500	15,000	45,500
	4 清掃施設災害復旧費	0	55,000	55,000
	5 災害廃棄物処理費	0	1,636,844	1,636,844
歳 出	合 計	180,303,301	2,032,473	182,335,774

第2表 債務負担行為補正 (松山市一般会計)

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
平成30年7月豪雨災害援護資金 貸付金	平成30年7月豪雨により被害を受け、災害援護資金の貸付けを受ける者に対し、その者が負担すべき 利子の3%を限度として利子補給する。	
松山市融資金	平成30年7月豪雨により被害を受け、松山市中小企業資金融資制度を利用して一定の要件を満たす中 小企業者に対し、年1.5%を限度として利子補給する。	

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃施設災害復旧事業	千円 60,000	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。</li> <li>借入時期 平成30年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入する ことができる。</li> </ol>	<p>年10%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還期限 40年以内(内据置5年以内)</li> <li>償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じて繰上償還、償還期限の短縮又は低利償に借換えすることができる。</li> <li>財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れられる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは、その融通条件によることができる。</li> </ol>
災害廃棄物処理事業	390,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付金	130,000	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
教育施設災害復旧事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 財務省, 地方公共団体金融機構その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は証券発行の方法による。</li> <li>借入時期 平成30年度。ただし工事又は財政の都合により起債額の全部若しくは一部を翌年度に繰り越し借入れすることができる。</li> </ol>	年10%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について, 利率の見直しを行った後に, 当該見直し後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還期限 40年以内(内据置5年以内)</li> <li>償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還, 償還期限の短縮又は低利償に借換えをすることができ。</li> <li>財務省, 地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは, その融通条件によることができる。</li> </ol>	千円	千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
	40,000				60,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ	

議案第68号

平成30年度松山市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度松山市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成30年度松山市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			入
第1款 水道事業収益	9,129,940千円	53,580千円	9,183,520千円
第2項 営業外収益	533,920千円	53,580千円	587,500千円
			出
第1款 水道事業費用	7,354,340千円	76,000千円	7,430,340千円
第2項 営業外費用	216,430千円	50,000千円	266,430千円
第3項 特別損失	2,530千円	26,000千円	28,530千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,755,940千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,260千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額458,275千円，繰越利益剰余金処分額1,521,850千円，過年度分損益勘定留保資金5,625,555千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,755,940千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150,260千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額454,695千円，繰越利益剰余金処分額1,521,850千円，過年度分損益勘定留保資金5,629,135千円で補てんするものとする。」に改める。

平成30年8月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

議案第69号

平成30年度松山市簡易水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度松山市簡易水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成30年度松山市簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 中島地区簡易水道事業収益	320,790千円	5,140千円	325,930千円
第2項 営業外収益	249,790千円	5,140千円	254,930千円
	支 出		
第1款 中島地区簡易水道事業費用	302,150千円	37,380千円	339,530千円
第1項 営業費用	289,370千円	△620千円	288,750千円
第3項 特別損失	150千円	38,000千円	38,150千円
第2款 北条地区簡易水道事業費用	21,300千円	9,000千円	30,300千円
第3項 特別損失	80千円	9,000千円	9,080千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 109,680 千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,980 千円, 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 827 千円, 繰越利益剰余金処分額 23,000 千円, 過年度分損益勘定留保資金 77,873 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 109,680 千円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 7,980 千円, 繰越利益剰余金処分額 1,486 千円, 過年度分損益勘定留保資金 100,214 千円で補てんするものとする。」に改め, 資本的収入及び支出の予定額を, 次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 中島地区簡易水道資本的収入	29,660千円	20,000千円	49,660千円
第1項 補助金	6,000千円	7,500千円	13,500千円
第3項 業債	3,300千円	12,500千円	15,800千円
	支		
第1款 中島地区簡易水道資本的支出	131,190千円	20,000千円	151,190千円
第1項 簡易水道建設改良費	86,340千円	20,000千円	106,340千円
	出		



(企業債の補正)

第4条 予算第6条で定めた表に、起債の目的、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のとおり加える。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設災害復旧 事業費に充当	千円 12,500	政府、地方公共団体金融機構その他から普通貸借又は証券発行の方法とし、借入は財政の都合により、起債の全額若しくは一部を翌年度の繰上り繰入に繰り越すことができる。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府金融機構資金について、利率の見直しを行つた後において、当該見直し後の利率。)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件によるものとし、その他の場合については、債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により、これを繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償還に借換えることができるとする。

(利益剰余金の処分の補正)

第5条 予算第11条本文中「23,000千円」を「1,486千円」に改め、同条第1号中「17,200千円」を「1,486千円」に改め、同条第2号中「5,800千円」を「0千円」に改める。

平成30年8月3日提出

松山市長 野 志 克 仁

